

海外大学病院及び医学部との交流協定締結数

定 義

令和2年6月1日時点での、海外大学病院及び医学部との交流協定の締結数（その他、病院が主体部局である大学間交流協定を含む。）です。

算 式

実数

当院の値（調査期間）

R2年度 12 件（6月1日時点）

R1年度 12 件（6月1日時点）

H30年度 8 件（6月1日時点）

H29年度 6 件（6月1日時点）

項目の解説

国立大学病院では、海外機関との交流のための枠組みを整備し、国際化の充実が求められます。日本側の締結の主体は大学病院であるものをカウントし、医歯薬や医学部が主体となる場合は、カウントしていません。一方、協定先の海外大学に関しては、大学病院及び医療系の学部に限らず、全ての学部を対象にカウントしております。